

林野火災防止

林野火災注意報・警報の運用が始まっています。

令和7年2月岩手県大船渡市において発生した林野火災では、宮津市の森林面積(13,505ha)の4分の1に相当する約3,370haが燃損し226棟の建物が被災するという甚大な被害が発生しました。

このようなことを踏まえ、林野火災の予防を目的に、宮津与謝消防組合火災予防条例及び宮津市火入れに関する条例が改正され、令和8年1月1日から、林野火災注意報・警報の運用が始まっています。

林野火災が発生しやすい気象状況となった場合、林野火災注意報と更には警報を発令し、火の使用が制限されることとなります。

1 林野火災注意報・警報について [林野火災が発生しやすい気象状況とは]

- 【林野火災注意報の発令指標】** 以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合
- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下となった場合
 - ② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表されている場合

【林野火災警報の発令指標】
林野火災注意報の発令指標①又は②に加え、強風注意報が発表されている場合

2 火の使用の制限について

林野火災注意報・警報が発令された場合の「火の使用の制限」は以下の①から⑥のとおりです。

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。



屋外でのたき火、バーベキュー、歩きたばこなどの行為が制限されます。また、林野火災警報は、「火の使用の制限に違反した者」に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

3 火入れについて

森林又は森林の周囲1kmの範囲内の土地において、

- ① 造林のための地ごしらえ
- ② 開墾準備
- ③ 害虫駆除
- ④ 焼畑
- ⑤ 採草地の改良

のために、面的に立木・竹、草を焼却する行為(火入れ)をする場合には、市長の許可が必要

※森林法第21条及び宮津市火入れに関する条例



4 野焼きについて

廃棄物を焼却する行為は禁止されています。 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2
ただし、社会の習慣上やむを得ない、又は、周辺地域の生活環境への影響が軽微であるとして、政令で定められた廃棄物の焼却は、焼却禁止の例外とされています。

【政令で定められた焼却禁止の例外(一部抜粋)】

- ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条**
- ① 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
例えば、農業者が行う稲刈り後の稲わら等の焼却
林業者が行う伐採した枝葉等の焼却
 - ② たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
例えば、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却
(家庭から出る紙ごみやプラスチックごみの焼却は含まれません。)



※例外に該当する焼却であっても、生活環境の保全に著しい支障となる場合は、行政指導等の対象となる可能性があります。

5 届け出について

火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出る必要があります。

※宮津与謝消防組合火災予防条例第45条

お問い合わせ

● 火災予防に関すること	宮津与謝消防組合消防本部 予防課 市役所総務部消防防災課消防防災係	TEL 46-6125 TEL 45-1605
● 火入れに関すること	市役所産業経済部農林水産課産業基盤係	TEL 45-1627
● 野焼きに関すること	市役所市民環境部市民環境課環境衛生係	TEL 45-1617
● 届け出に関すること	宮津与謝消防組合消防本部 予防課	TEL 46-6125

